

令和5年度

渡名喜村職員採用候補者試験案内

試験日 令和6年1月27日(土)

試験場所 沖縄船員会館(那覇市前島3丁目25-50)
第3会議室

受付期間 令和5年11月20日(月)～令和5年12月22日(金)
※午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝祭日を除く)

問い合わせ先 渡名喜村役場 総務課

〒901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村1917番地の3
電話 (098) 989-2002
FAX (098) 989-2197

1 募集職種・採用予定人数及び職務内容

職種	採用予定人数	職務内容
一般行政職	若干名	事務職：総務・財政・税・産業・土木・福祉業務等の役場業務全般
保育教諭職	若干名	幼稚園教育又は保育業務

2 受験資格

(1) 各職種・試験区分ごとに次のように受験資格(職種ごとに全ての受験資格要件を満たすこと)が必要です。

職種・試験区分	受験資格
一般行政職	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、高等学校以上の学歴(令和6年3月卒業見込みを含む。)を有し、採用予定日(令和6年4月1日)までに普通自動車第一種運転免許(AT限定可)の取得可能な者
保育教諭職	幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する者(令和6年3月31日までに免許・取得見込みの者)を有し、採用日までに普通免許自動車第一免許(AT限定可)の取得可能な者

※卒業見込み及び資格取得見込みで受験し合格した者が、令和6年3月末日までに受験資格が満たされなかった場合、採用候補者から削除され、採用資格を失います。

(2) 欠格事項（次のいずれかに該当する者は受験できません）

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 渡名喜村において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時・場所

日時	試験会場	試験区分
令和6年1月27日 9時30分～11時30分（120分）	沖縄船員会館 第3会議室	【全職種区分共通】 教養試験
令和6年1月27日 11時45分～12時05分（20分）	沖縄船員会館 第3会議室	【全職種区分共通】 職場適応性検査
令和6年1月27日 13時00分～	沖縄船員会館 第3会議室	口述試験（面接）

4 試験の方法

【全職種区分共通】 行政職 資格免許職	社会、人文、自然に関する一般地域及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（40題/120分）
職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性に関する調査（150題/20分）
口述試験（面接）	主として人物及び適応性等について個別面接による試験

5 受付期間・申込方法等

受付期間	令和5年11月20日（月）～令和5年12月22日（金） ※申し込み期限は令和5年12月22日（金）消印有効
申込先	渡名喜村役場 総務課（TEL：098-989-2002）
申込方法	○提出書類（必須） ・採用候補者試験受験申込書（指定様式）（写真貼付あり）別紙 志望動機書 ・小論文（指定の様式及びテーマ800字程度）事前提出 ・履歴書（写真貼付 申込み3か月以内に撮影したもの） ・資格・免許等の写し ・卒業証明書、卒業証書の写し又は卒業見込み証明書 ・404円切手を貼った返信用の定型封筒長型3【23.5cm×12cm】（郵便番号、あて先、受験者氏名を明記のうえ、「簡易書留」と朱書きすること。） （受験票の送付に使用します。）

	<p>○申込書等の配布方法</p> <p>【窓口での配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡名喜村役場総務課にて配布します。 <p>8時30分～17時（ただし、土日・祝日除く）</p> <p>【インターネットからダウンロード】</p> <p>※申込書等は渡名喜村役場ホームページからダウンロード可能です。</p> <p>渡名喜村ホームページ（URL：http://www.vill.tonaki.okinawa.jp/index.jsp）</p> <p>○申込方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類を渡名喜村役場 総務課 に提出してください。 ・郵便で申し込む場合には、上記申込先あての封筒（角型2号240mm×332mm）の表に「渡名喜村職員採用候補者試験受験申込在中」と朱書きし、受験申込書と受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。
<p>受験票の交付</p>	<p>受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは随時、受験票を送付します。</p> <p>令和6年1月22日までに受験票が到着しないときは、渡名喜村役場 総務課（TEL：098-989-2002）に連絡してください。</p>

6 合格者の発表

	発表期日	方法
合格者	令和6年2月16日	村役場掲示板・ホームページに掲示するとともに、合格者へ文書で通知します。

7 待遇について

- （1）初任給については、村の関係条例規則に定めるところにより決定され、経歴その他に応じて初任給に一定の基準で加算されます。ほかに扶養手当、期末手当、勤勉手当、住居手当等が支給条件に応じて支給されます。
- （2）地方公務員法の規定により、採用後6カ月間は、条件付採用となります。この間の勤務成績が良好な者について、正式採用となります。

8 合格から採用までの経緯

- （1）この試験は、令和6年度における職員採用にあてるための候補者を決定するものであり、合格したことで必ず採用するとは限りませんのでご注意ください。
- （2）合格者は、本村の職員採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて採用が決定されます。
- （3）試験に係る職員採用候補者名簿の有効期限は、原則として令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。

9 試験当日の諸注意

- (1) 受験票は必ず持参してください。
- (2) 試験会場への入場期間は、試験開始時刻の15分前です。試験開始の後の入場は認められないのでご注意ください。
- (3) 試験の問題の解答は、HBの鉛筆を使用してください。試験当日はHBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参してください。
- (4) 試験期間中、スマートフォン、携帯電話などの電子通信機器の使用は禁止します。必ず電源を切って下さい。(時計機能としての使用も禁止します。)
- (5) 試験会場では試験官の指示に従って行動して下さい。